

平成23年12月井手町議会（定例会）会議録

招集年月日

平成23年12月16日

招集の場所

井手町役場議場

開 会

平成23年12月16日 午前10時00分議長宣告

応招議員

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 西島 | 寛道 | 2番 | 村田 | 晨吉 |
| 3番 | 木田 | 鈴美 | 4番 | 岡田 | 久雄 |
| 5番 | 岩田 | 剛 | 6番 | 森田 | 泰雄 |
| 7番 | 古川 | 昭義 | 8番 | 村田 | 忠文 |
| 9番 | 丸山 | 久志 | 10番 | 中坊 | 陽 |
| 11番 | 谷田 | 操 | 12番 | 木村 | 武壽 |

不応招議員

なし

出席議員

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 西島 | 寛道 | 2番 | 村田 | 晨吉 |
| 4番 | 岡田 | 久雄 | 5番 | 岩田 | 剛 |
| 6番 | 森田 | 泰雄 | 7番 | 古川 | 昭義 |
| 8番 | 村田 | 忠文 | 9番 | 丸山 | 久志 |
| 10番 | 中坊 | 陽 | 11番 | 谷田 | 操 |
| 12番 | 木村 | 武壽 | | | |

欠席議員

3番 木田 鈴美

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|-------|---------------------------------|-------|
| 町 長 | 汐見 明男 | 参 与 | 浦田 博史 |
| 教 育 長 | 松田 定 | 理事（総務担当） | 西島 栄治 |
| 理事（民生担当） | 加賀山 睦 | 理事（事業担当） | 中村 秀一 |
| 理事（上下水道担当） | 松山 正伸 | 理事（同和人権担当、 同和・人権政策課長、児童館長兼務） | 西島 楠博 |

| | | | |
|----------------------------|-------|---------------------------------|-------|
| 会計管理者 (会計課長兼務) | 藤林 学 | 教育次長 (学校教育課長、山吹ふれあいセンター所長兼務) | 木田 修司 |
| 総務課長 | 脇本 和弘 | 企画財政課長 | 木田 昭弘 |
| 税務課長 | 小川 清 | 住民福祉課長 | 嶋田 昌弘 |
| 高齢福祉課長 (地域包括支援センター所長兼務) | 花木 秀章 | 保健医療課長 (保健センター所長兼務) | 小川 淳一 |
| 建設課長 | 奥山 英高 | 上下水道課長 | 中島 一也 |
| いづみ人権交流センター所長 | 山口 敏彦 | 社会教育課長 (図書館長兼務) | 木村 坂次 |

学校給食センター所長 田村喜代一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 池田 清隆 | 議会書記 | 駒 修次 |
| 議会書記 | 乾 浩朗 | 議会書記 | 寺井 佳孝 |

町長提出議題の題目

- 1 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件
- 2 井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 3 井手町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議員提出議題の題目

- 1 T P P 交渉参加表明に抗議する意見書
開 議

午前10時00分

議事日程

別紙のとおり

会議録署名議員の氏名

6番 森田 泰雄

11番 谷田 操

平成 2 3 年 1 2 月 井 手 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第42号 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第43号 井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 議案第44号 井手町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 意見書案第2号 T P P 交渉参加表明に抗議する意見書
- 第 7 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日の会議に、木田鈴美議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

会議に入る前に報告を申し上げます。

古川昭義議員より、T P P 交渉参加表明に抗議する意見書の案が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は11名で定足数に達しておりますので、平成23年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、森田泰雄議員、11番、谷田 操議員を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

監査委員から平成23年度定期監査の結果報告を受理し、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

次に、日程第3、議案第42号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（議案第42号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第42号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第42号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第43号、井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦)

(議案第43号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊議員。

10番(中坊 陽) 一歩進んだ子育て支援対策ということで大変歓迎しますが、来年度の対象見込み人数と金額を教えてください。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 中坊議員のご質問にお答えします。

来年度の入所児童の見込み人数でございますが、今現在入所申請されている数は、11月現在で188名でございます。それから、金額につきましては現在まだ入所決定しておりませんので、それは今後、決定していきます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊議員。

10番(中坊 陽) ちょっと質問の仕方が悪かったかわからんけど、ゼロ円になる3人目以降、どれぐらい見込んでおられるのか。申し込み途中であるということで確定はしないと思うんですけども、大体どれぐらいの人数と金額を予定されているのかをお聞きしたい。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) ただいまの質問にお答えします。

今、平成24年入所申し込みの段階はまだ11月末で、これから途中ふえる可能性もございますので、23年度に置き換えまして申し上げますと、今回の3人目に該当する世帯は35名おられまして、その中で影響がある課税されている世帯につきましては27名でございます。今回の子育て支援の影響額といたしましては502万2,000円程度の減で、来年度大体約500万程度見込まれるかなというように計算しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊議員。

10番(中坊 陽) 新しい政策は町長、ふだんから一度始めたら途中でやめるわけにいかんということになってるんですけど、約500万円毎年来るわけですが、財源の方は失礼ですけど大丈夫でしょうか。

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治) 中坊議員の質問ですけども、財源については見通しがついたということでこういう制度に取り組んでいくということでありまして、以前から町長が申しておられますように24年度から府債の償還が数千万円減ってくるということも見込んで、こういう制度に踏み切ったということがあります。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 対象になる世帯の定義なんですけれども、2ページの第4条の3項、未成年というか二十歳に達して3月31日までの人が含むということで、未成年者が3人以上いる世帯で3人目の子供ということですが、未成年者といいましても、兄弟で年が離れていて、子供が3人いても上の子が二十歳を超えているという場合は、この3人目は対象にならないということかと思うんですが、それが確認と、それと、まれなケースかもしれませんが、同一世帯の中で兄弟の子供、例えば上の子供が子供を産んだと、孫

と同居されている、その場合、またその母親となった子には未成年の兄弟がいると。世帯としたら未成年が3人やと。未婚のまま子供が生まれて、実家で生活しているというような場合かてないことはないわけで、そうなりと、その世帯には未成年者3人いる、その上の子供が産んだ孫だけれども、その子が保育園に入るといふような場合、それは3人目の児童といふことて対象になるんですか。その辺が整理されているのかな。ないことはないと思ふんですけれど、どうでしょう。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 谷田議員のただいまの質問にお答えします。

1点目の3人目の該当世帯の中で、二十歳未満といふことて今回改正しております。その中で、二十歳以上になった場合は対象にならないのかといふ確認なんですけれども、これにつきましては、二十歳になってその年度の3月31日までは対象として、それを越えるとその翌年度はもうその児童は対象にならないといふことて考えております。

もう1点は、世帯の中の母親がまだ未成年であると、その子供、例えば2名いてその子が保育園に入ったときに3人目とするのかどうかといふことなんですけれども、1点目は保育園の入所は今回の条例の第1条で規定してありますとあり、日々の保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児または幼児を保育するためとなりてありまして、3人目の対象はこれまでの条例と同様の考え方で、あくまで保護者を除く3人目以降の児童として考えておりますので、未婚等未成年の母親を含んだ基準の見方として、3人目としては考えておりません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 保護者を除くといふことはどこにも書かれてないんですね。私が最初質問したのは、保護者が未成年の場合といふんじゃないかと、その世帯に、世帯ですから当該の児童の兄弟でなくて未成年がいる場合があると思ふんです。さっき言ったのは、おじさん、おばさんに当たるような未成年がいる世帯といふことてです。母親が成年か成年でないかを問わず、子供を産んだけども自分の実家で暮らしているといふ場合が、最近、私も聞いた

例もありますし、そういう場合、産んだ母親に兄弟がいるわけです。弟、妹がいるわけです。その子らが未成年。その母親が産んだ子供、母親は21か22かわかりませんが、せやけど、子供が産んだ子が保育園に行くと、その保護者にとっては1人目の子供やけども、その世帯の中にほかに未成年が2人いるから、その子はその世帯にとっては3人目の未成年ということになって、保育に欠けると、母親が働いてて。ほんならやっぱり、保育園に預けるとなったときに、この規定のままやったら、そういう子供はやっぱり3人目として保育料無料にしてあげなあかんと思うんです。いずれにしても、未成年が3人いる子育て大変な世帯ですから、この規定を当てはめてあげたらいいと私は思うんですけども、保護者を除くという解釈をしてはるんやったら、それはそれでそこは書かなあかんし、保護者を除いたとしても特殊な例はあるわけで、ちょっとこの条文のままやったら不備があるん違うかなと。それで、改正されないほかの条項を見ますと、第6条にこの条例に定めるもののほか、保育所に関し必要な事項は町長が別に定めるという規定があるので、町長はいろいろ定められるんですよ、ほかの規則。しかしそれは「条例に定めるもののほか」やから、条例に定めたことは守らなあかんわけで、ここに書いてないことは町長が別に規定設けてもええということやから、この条例に定めてある未成年者が3人以上いる世帯で、その当該児童が入るときは3人目無料やということにするんやったら、同時に入ってなくても今度から無料になるわけやから、私が言ったような特殊な例も出てくると思うんです。それはこの条例のままやったらやっぱり対象にしてあげなあかんと思うんです。解釈違うと言はるかもしれんけど、私はそういう世帯も子育て大変な世帯やから、やっぱり支援したげたらいいと思うし、この条例のままでいいと思ってるんですけど、解釈違うと言わはんねやったら、またそれはそれで整理しはらなあかんの違うかなと思いますが、その辺の検討をされましたか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦) ただいまの質問の件でございますが、先ほど担当課長が答弁いたしましたように、保護者の委託を受けて、あくまでも保護者の委託を受けて保育するのが本条例の趣旨でございます。仮に3人目があくまでもその保護者の子供であるという趣旨でございますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。あくまでも入所児童の保護者は母親であることには

間違いのない事実でありまして、通常の条文解釈としましては母親を入れて3人目ということは考えておりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 母親入れて3人目でも、母親に限りません、父親だって未成年の場合もあるから、未成年夫婦で子供が生まれて、1つの世帯に1番目の子供でも3人目ということありますね。民法の規定によると、結婚したら未成年の人でも成年というふうに扱うという、民法の擬制成年という制度はあるんですけども、それはあくまで民法上の扱いやから、民法で決められた契約事項とか、そういうことに関しては未成年でもはんこをつけて契約できますよというようなことに関して、擬制成年とみなされるだけの話で、こういう行政法の範疇に入る場合にそれが成年と扱うのかというのは疑問が残ると思いますけども、保護者を除いたとしても保護者は成年だけども、そのお母さんの兄弟、年の若い兄弟なんかと一緒に暮らしてて、その世帯にしたら3人目やという子がいるわけです。保護者は若いお母さんで、その委託を受けてもちろん子供を保育するんだけど、その子はその世帯で言ったら3人目で、この条文で言うたらやっぱり無料になると思うんです。その辺はやっぱりもう一遍考えてもらいたいと思います。趣旨はその趣旨でつくらはったということはわかるし、趣旨は賛成なんですよ。せやけどもその辺は、そういうふうに運用したいと考えてはんねんやったら、この条文は不備じゃないかなということを指摘して、中身は別に賛成なので、どうぞ採決とってもらったらいと思いますけど。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって討論を終結します。

これより、議案第43号、井手町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第43号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第44号、井手町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦)

(議案第44号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) これ、月額200円安くなるということで、無料になるというのか、非常にええことだと思うんですけど、これは一たん窓口で払ってから後で請求して返金されるものなのか、もともと診察するときこの200円を払わなくてもいいのか、その方法というのか、お聞かせください。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、基本的に京都府内での医療機関で受診された場合は現物給付ということで、窓口の償還ではない形で給付をされます。京都府外で受診をされた場合につきましては、領収書等を井手町の保健医療課の窓口申請いただきまして償還の手続という形になります。

以上でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 現状で結構ですけども、今その200円を年間月々払っておられる方が何人おられて、総額どのくらいの額になっているのか、な

くなった場合の影響額というのをお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問ですけれども、現状の幾ら払っておられる方がおられるのかということは、対象者ということで回答させていただきます。現在10月末で863名の対象者がございます。それと、どの程度の額が必要になるのかということでございますけれども、200万を見込んでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって討論を終結します。

これより議案第44号、井手町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第44号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、意見書案2号、TPP交渉参加表明に抗議する意見書を議題といたします。

意見書案第2号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 古川昭義議員。

7番(古川昭義) 意見書案第2号、TPP交渉参加表明に抗議する意見書。

上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年12月16日。

提出者、井手町議会議員、古川昭義、賛成者、同じく井手町議会議員、丸山久志。

TPPに参加しないように求める意見書が昨年12月の定例会で提出され、その時点では、さまざまな議論がされようとしている段階で時期尚早である

ということから、井手町議会では否決されました。正確な情報や対応を説明することなく交渉参加表明をされたので、井手町議会としても抗議する意見書を提出させていただきます。

読み上げをもって提案説明とさせていただきます。

T P P 交渉参加表明に抗議する意見書案。

野田総理はアジア太平洋経済協力会議（A P E C）首脳会議において「環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加に向けて各国と協議に入る」と交渉参加表明をした。その後、T P P 交渉参加にあたって国会審議における閣僚間の答弁の食い違いや、日米両国政府の発表に矛盾が生じる等、T P P を巡る混乱に拍車がかかっている。

特に交渉において国民皆保険制度については「断固わが国の制度を守るため交渉する」と述べる一方、コメ関税については「守るべきは守る」と真意が疑われる発言をするなど、真の国益を守る気概が感じられない姿勢が際立っている。

T P P 交渉参加にあたっては、交渉で協議されている事項が何なのか、わが国の利点・不利となる点・国益上の危機が何か、いかなる対策を検討しているのかが、国民に示されないばかりか、政府内の各省の試算がバラバラであることや政府が正確な情報を出さないため、国民的議論が全く熟していない段階である。特にT P P は「聖域なき関税ゼロ」が前提であるとされているにもかかわらず、わが国がどのように対応するのかが不明確ななかで参加表明に踏み切ったことは、拙速のそしりは免れない。

また、与野党を問わずA P E Cでの拙速な参加表明には慎重な意見が続出し、地方議会でも交渉参加に反対する意見書が相次いで可決される中こうした声をないがしろにし、政府が交渉参加に踏み切ったことは極めて遺憾であり、本町議会は政府のT P P 交渉参加表明に、断固抗議するものである。

よって、政府におかれてはT P P 交渉参加表明を撤回し、正確な情報や対応を国民に説明するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） 賛成の立場で討論します。

この意見書については、町村会や町村議長会でもTPP参加反対の決議が幾度となくされている中で、本町議会としても交渉参加反対の意見表明を当然行うべきと考えていますので、不十分な点はあるかと思いますが、政府の拙速な参加表明に抗議をするということについては当然必要なことと考えますので、賛成をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これにて討論を終結します。

これより、意見書案第2号、TPP交渉参加表明に抗議する意見書を採決いたします。

意見書案第2号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、意見書案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書は地方自治法第99条に基づき、議長名をもって関係行政庁等に送付いたします。

次に日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。よって本件は、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これもちまして本日の会議を閉じ、平成23年12月井手町議会定例会を閉会します。どうも皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時38分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 森 田 泰 雄

署名議員 谷 田 操